

(参考) 不妊治療にかかる通院交通費の考え方

$$\begin{aligned} \text{助成額} &= (1 \text{ 回の治療にかかった通院交通費の合計額} - 5,000 \text{円}) \times 1/2 \\ &= (1 \text{ 日の通院交通費相当額} \times \text{通院回数} - 5,000 \text{円}) \times 1/2 \end{aligned}$$

鉄道利用

ご自宅の最寄り駅から通院する医療機関の最寄り駅までの運賃

領収書不要

例) 豊岡から三ノ宮まで電車で計 5 回通院された場合の支給額
(豊岡駅～三ノ宮駅の往復運賃 (特急) 10,340円×5回 - 5,000円) × 1/2
= 23,350円

バス利用

ご自宅の最寄りのバス停から通院する医療機関の最寄りのバス停までの運賃

領収書不要

例) 洲本から三ノ宮までバス電車で計 4 回通院された場合の支給額
(洲本 B C～三ノ宮駅前の往復運賃 (高速バス) 4,040円×4回 - 5,000円) × 1/2
= 5,580円

車利用

ご自宅の住所から通院する医療機関の住所までの交通費相当

ETC利用明細等の添付が必要

例) 丹波市役所周辺から三ノ宮駅周辺まで自家用車で計 6 回通院された場合の支給額
(丹波市役所～三ノ宮駅間の往復距離160km×37円 (県単価/km)
+ 春日IC～国道2号間の高速度道路往復料金4,720円) × 6回 - 5,000円) × 1/2
= 29,420円 (駐車場代は対象外)

留意点

申請時に様式「通院状況申告書」の添付が必要です。

- ・ 通院手段ごとに、合理的かつ経済的な通常の経路及び方法により通院した場合の費用を基準額として、申請額と基準額が異なる場合は低い方で計算します。
- ・ ご本人の「治療のための通院」に要する交通費のため、支払いのみなど治療のための通院でない場合は対象になりません。(同行者の交通費も対象外です。)